

## 第12回メタボロームシンポジウム実行委員会 会則

制定：平成30年4月1日

第1条（名称） この団体は「メタボロームシンポジウム実行委員会」とする。

第2条（所在地） この団体を次の所在地に置く。

山形県鶴岡市馬場町14-1 慶應義塾大学先端生命科学研究所

第3条（目的） この団体は、代謝の基礎科学から最先端の分析技術までを含むメタボロミクスの発展を目的とする。

第4条（事業） この団体は、第3条の目的達成のため、以下の事業をおこなう。

1. 研究発表会・講演会の開催
2. 内外の関連団体との連絡および協力

第5条（構成員） この団体は研究発表会・講演会の参加者をもって構成員とする。

第6条（役員） この団体は次の役員を置く。

- ・ 実行委員長 1名
- ・ 実行委員 10名以上20名以下
- ・ 会計 2名

第7条（選出） 実行委員長はその年次の学術集会を主宰し、実行委員は運営にあたる。委員および委員長は実行委員会において選出し、任期は特に定めない。

第8条（運営） 団体は諸問題が発生した場合に随時実行委員会を開催して審議をおこない、その議事は実行委員の過半数の同意をもって決定する。

第9条（設立年月日） 本会の設立年月日は平成30年4月1日とする。

第10条（実行委員会の解散） 本会はシンポジウム終了後に解散する。解散年月日は平成30年12月31日とする。

第11条（規約施行日） 本会則は平成30年4月1日より施行する。